

65歳以上の方へ

平成30～32年（2020年）度

介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、
また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、
社会全体で支えていくことを目的とした制度です。

その制度の運営のために、みなさんに納めていただく介護保険料が
平成30年度から変わりますのでお知らせします。

串本町役場 福祉課

介護保険料が変わります

平成12年から始まった介護保険制度は3年ごとに事業計画を策定して65歳以上の方の人数や必要な介護サービス量の見込み、サービス提供体制の確保などを定めています。平成30年度は第7期介護保険事業計画期間の1年目です。事業計画に基づき、平成30～32年（2020年）度の3年間を通じて介護保険の運営に必要な保険料を算出した結果、保険料を増額することになりました。

基準額が月額5,731円（年額68,772円）になりました

平成30～32年（2020年）度の基準月額が5,731円になり、平成27～29年度の5,460円と比較して、271円の増額になります。

基準月額は平成30～32年（2020年）度の間に見込まれる介護サービス総費用のうち、65歳以上の方の負担分（23%）を3年間の65歳以上被保険者数で割って算出します。

必要な介護サービス
等の総費用



65歳以上の方の
負担分23%



65歳以上の
被保険者数



串本町の保険料基準額 **5,731円**（月額） / **68,772円**（年額）

※この基準額をもとに、所得等に応じた負担になるよう9段階の保険料に分かれます。

保険料増額の理由は？

平成30年度から介護保険料が増額となった主な理由は次のとおりです。

- 費用に対して65歳以上の方が負担する割合の増加（高齢者人口の増加に伴い22%から23%に変更）
- 高齢化の進展に伴うサービスを利用する人の増加
- 介護サービスの利用増加による費用の増加
- 保険料引き下げのために活用できる積立基金の減少

増加している介護サービスの費用をまかなうためには保険料を上げる必要があります。

■介護保険料算定に係る比較表

	高齢化率	要支援 要介護 認定者数	介護サービス等 に必要な費用	65歳以上 被保険者の 負担割合	積立基金 活用額	介護保険料 (基準額)
第6期事業計画 実績(見込み) (平成27～29年度)	43.7% H29.9月末現在	1,662人 H29.9月末現在	約65億円	22%	4,225万円	月額 5,460円
	↓ 2.1%増	↓ 2.1%減	↓ 9.2%増	↓ 1.0%増	↓ 5.3%減	↓ 4.9%増
第7期事業計画 (平成30～32年度)	45.8% H32.9月末現在予想	1,626人 H32.9月末現在予想	約71億円	23%	4,000万円	月額 5,731円

所得段階別介護保険料について

保険料は基準額を基礎として、年金収入や所得、世帯の市町村民税課税状況等により、9段階の所得段階が設定されています。

※ご自分がどの所得段階で保険料がいくらになるかは、税務課から送付される納入通知書等でご確認ください。

■介護保険料段階表

平成27～29年度		平成30～32年（2020年）度			
段階	保険料額 上段：月額 下段：年額	段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料額 上段：月額 下段：年額
第1段階	2,730円 32,760円 ↓ 軽減後 ↓ 2,457円 29,484円	第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等の収入と合計所得金額(※1)の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.50 ↓ 基準額 ×0.45 (※2)(※3)	2,866円 34,386円 ↓ 軽減後 ↓ 2,579円 30,947円
第2段階	4,095円 49,140円	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等の収入と合計所得金額(※1)の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.75 (※3)	4,298円 51,579円
第3段階	4,095円 49,140円	第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等の収入と合計所得金額(※1)の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75 (※3)	4,298円 51,579円
第4段階	4,914円 58,968円	第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ公的年金等の収入と合計所得金額(※1)の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	5,158円 61,895円
第5段階	5,460円 65,520円	第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ公的年金等の収入と合計所得金額(※1)の合計が80万円を超える方	基準額	5,731円 68,772円
第6段階	6,552円 78,624円	第6段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額(※1)が120万円未満の方	基準額 ×1.20	6,877円 82,526円
第7段階	7,098円 85,176円	第7段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額(※1)が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30	7,450円 89,404円
第8段階	8,190円 98,280円	第8段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額(※1)が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	8,597円 103,158円
第9段階	9,282円 111,384円	第9段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額(※1)が300万円以上の方	基準額 ×1.70	9,743円 116,912円

(※1) 合計所得金額とは、前年中の収入金額から公的年金等控除額、給与所得控除額及び必要経費などに相当する金額を控除した金額です。なお、平成30年4月から、介護保険料算定において土地及び建物等の譲渡所得の特別控除がある方は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額が控除されます。また、所得段階が第1～5段階の方は、公的年金等に係る雑所得が控除されます。

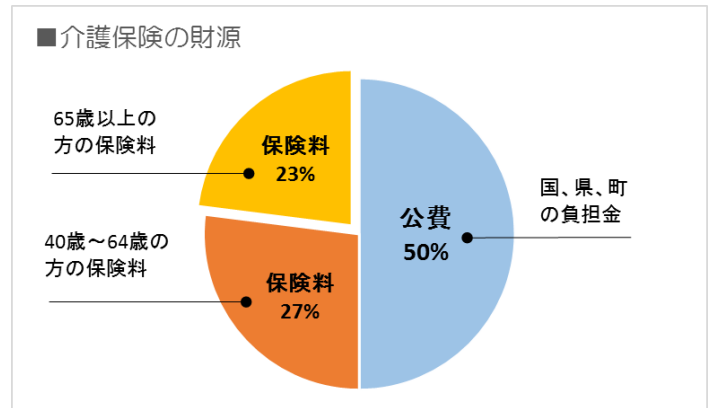
(※2) 低所得者保険料軽減措置として、第1段階の保険料の調整率が0.50→0.45に引き下げられています。

(※3) 消費税率が10%に引き上げられた場合、保険料の調整率について、第1段階を0.45→0.3、第2段階を0.75→0.5、第3段階を0.75→0.7とする軽減措置が行われる予定です。

介護保険の財源について

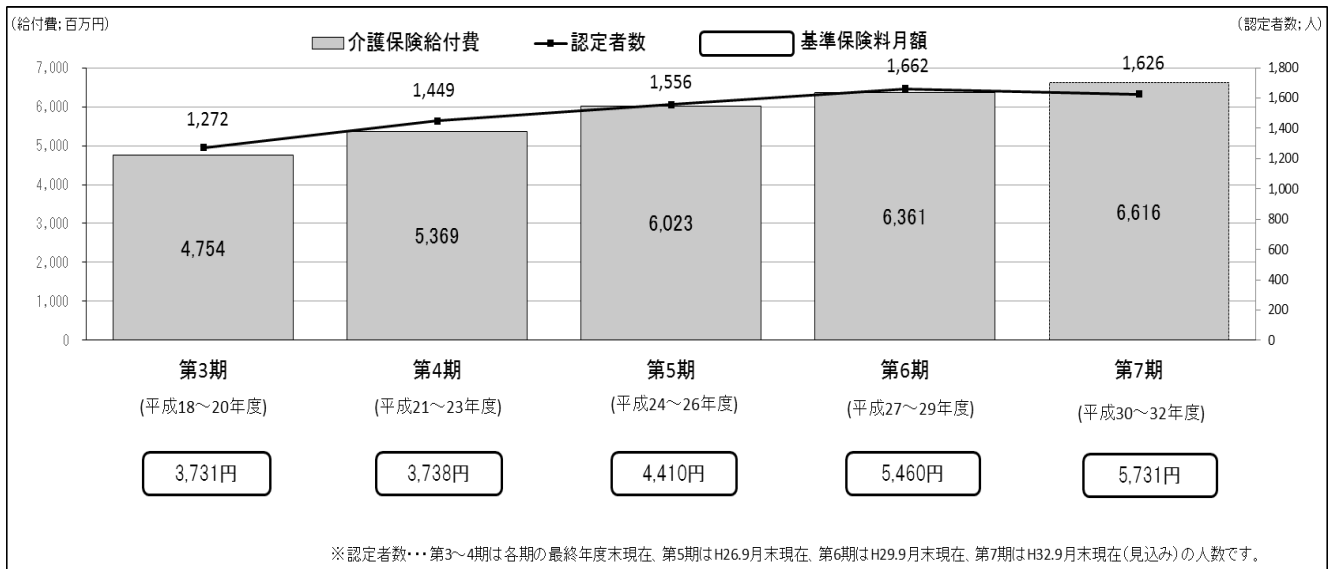
介護保険は、みなさんと社会全体で支える制度です。介護保険の運営に必要となる財源は、国、都道府県、市町村が全体の半分を負担し、残りの半分を被保険者であるみなさんが保険料として負担することになります。

※高齢者人口の増加により、平成30年度から65歳以上の方に負担していただく保険料の割合が22%から23%に変わりました。このことも保険料が上昇した要因のひとつとなっています。



65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の推移

高齢化の進展と介護が必要な方が増えたことにより、介護サービスの利用は年々増加しています。介護サービス費用の増加に比例して介護保険料も高くなっています。



介護サービスにかかる費用が増えると介護保険料は高くなってしまいます。保険料を抑制することにもつながりますので、いつまでも元気に過ごせるように介護予防に取り組んでいただき、健康に十分お気をつけください。

介護が必要な方は、役場福祉課や地域包括支援センター（62-6005）にご相談ください。

保険料は介護保険制度を健全に運営するための大切な財源となりますので、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】 串本町役場 福祉課 介護保険係 TEL 0735-62-0562